

小学校・中学校で働きたいみなさんへ

臨時的任用職員・非常勤講師 登録のご案内

神奈川県教育委員会 県央教育事務所

1) 県央教育事務所に登録すると

厚木市・愛川町・清川村・大和市・海老名市
座間市・綾瀬市 の小学校・中学校（全128校）で働くチャンス

※ 任用については、「代替を必要とする学校があること」等、種々の条件が満たされた場合にこちらからご連絡いたします。なお、登録いただいても任用されないことがあります。

2) 申し込み資格

希望する職	必要な免許状
①小学校教員	小学校の普通免許状
②中学校教員	中学校の普通免許状
③養護教諭（小・中）	養護教諭の普通免許状
④事務職員（小・中）	—
⑤栄養職員（小・中） <small>※給食センター勤務あり</small>	栄養士免許証

(注)・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する人は申し込みません。

- ・教員免許状取得見込みの方の採用は免許状取得後になります。
- ・教員免許状の修了確認期限または有効期間満了の日が経過している方の任用は、有効性回復後になります。

3) 待遇等

①臨時的任用職員

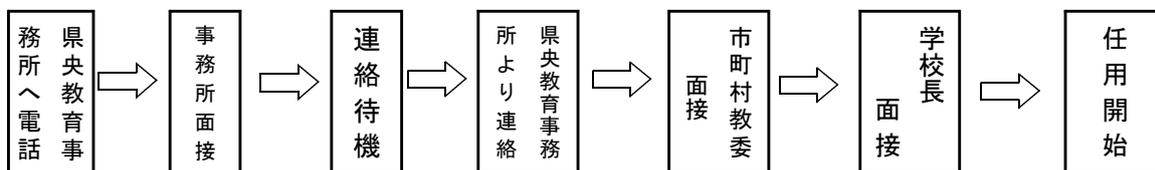
- ア 給与・勤務時間…正規職員に準じます。
- イ 任用期間…3ヶ月程度から1年までの任用となります。
- ウ 休暇…任用期間に応じて、有給休暇が与えられます。
(例)任用期間が4ヶ月の場合には有給休暇は5日。

②非常勤講師

- ア 給与等…週当たりの授業時間数または勤務時間に応じて支給します。
- イ 任用期間…任用の事由により異なります。



4) 任用までの流れ



5) 申込方法…必ず事前に電話で面接日時や必要書類の確認をしてください。

- 【必要書類】
- 市販の履歴書1通
 - 履歴書と同じ写真1枚
 - 所持している教員免許状すべての原本とコピー各1部
 - 取得見込みの方は取得見込証明書
 - 教員免許更新制に係る証明書（対象者のみ）

【連絡先】 **046-296-7545**（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎3号館2階
県央教育事務所職員課